



証券コード 8909

2022 年 11 月 30 日

株 主 各 位

福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号
株式会社シノケングループ
代表取締役社長 篠原 英明

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第 1 号議案

株式併合の件

本件は、原案通り可決され、

2022 年 12 月 26 日を効力発生日として、当社株式を、760,870 株につき 1 株の割合で併合すること（以下、「本株式併合」といいます）が決定いたしました。

第 2 号議案

定款一部変更の件

本件は、原案通り可決され、

本株式併合の効力が生じることを条件として、当社株式の発行可能株式総数、単元株式数及び定時株主総会の基準日に関する各規定の変更及び削除、並びにこれらに伴う条数の繰上げ等を行うことが決定いたしました。

なお、定款一部変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙) 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>120,000,000株</u>とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 第9条～第12条 (条文省略) (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 第14条～第39条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>172株</u>とする。 (削除) (削除) 第7条～第10条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第11条 当社は、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として<u>ことができる。</u> 第12条～第37条 (現行どおり)

以 上